

第57回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和3年7月5日（月）

1 議 題

- （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第4項に基づく政府対策本部長に対する要請について

案

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

日頃、新型コロナワクチンの確保及びワクチン接種に関する各種支援策の整備などに御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

令和3年2月9日付けで、内閣官房及び厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」によれば、新型コロナワクチンの接種は「予防接種法の臨時接種の特例」とされており、国の指示の下、都道府県の協力により、市町村において実施することとなっております。

また、臨時接種を定める予防接種法においても、ワクチンの確保と配布は国の責任である一方、接種は市町村若しくは都道府県の役割とされています。

法に則った国の指示に基づき、埼玉県内各市町村は7月末までに希望する高齢者の接種を完了させ、基礎疾患を有する方などに加えて一般接種についても、個別接種や集団接種を実施する体制を構築しております。

埼玉県においても、市町村の接種を補完するため、6月1日より高齢者を対象とした集団接種を実施するとともに、その次の段階として、エッセンシャルワーカーを対象とした集団接種の実施の目途をつけたところです。

他方、関係大臣の発言や報道によれば、武田／モデルナ社製ワクチンの7割程度は職域接種に活用し、今後実施を予定していた自治体の集団接種等に充当することはないとのことであり、令和3年7月1日付けの厚生労働省の事務連絡において、本来、武田／モデルナ社製ワクチンを活用予定の自治体の集団接種にファイザー社製ワクチンを転用することです。

自治体に十分な数量のワクチンさえあれば速やかな接種が可能な体制が構築されているにもかかわらず、法に則った通知に基づく接種体制が反故にされ、その一方で直接法に基づかない職域接種が優先されることとなります。

自治体による基礎疾患を有する方やエッセンシャルワーカー向け接種が進まない一方で、職域接種が可能な企業に所属・関係する者が優先され、上述の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」で示された優先順位がないがしろにされれば、国民の理解を得ることは困難であります。

事態の緊急性・重要性に鑑み、新型インフルエンザ等対策措置法第24条第

案

4項に基づき、政府対策本部長に対し、下記については是正・実現するため、所要の総合調整を行うよう要請いたします。

記

- 1 予防接種法の臨時接種の特例として実施される市町村による接種を円滑に実施すべく、市町村向けのワクチン割り当てを職域接種に優先させ、必要な量を確保すること。
- 2 市町村接種を補完するため、都道府県が実施する集団接種会場に係るワクチンの割り当てについては、当初予定していた武田／モデルナ社製ワクチンを必要な量、確実に配分すること。
万が一、武田／モデルナ社製ワクチンの配分が困難な場合には、市町村のワクチン配分に影響を与えないよう、追加のファイザー社製ワクチンを確保し、都道府県の会場に必要な量を確実に配分すること。
- 3 職域接種が優先されて自治体が確保した集団接種会場や医療関係者を含む人員をキャンセルせざるを得ない場合には、法と国の指示に基づき体制が準備されたことに鑑み、全ての経費を国が支弁すること。